

備考欄に記載のお願い

★ 従前と改定後に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更に該当しません。非固定的賃金(残業等)のみが変動した方につきましては必ず「算定基礎届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入ください。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) 従前の標準報酬月額	(カ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20日以上 の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月 の報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物によ るものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	(チ) 備考 ・遺及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平 1357 50	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※ 年 月
21	健保 太郎	1109	567	2 6 0	2 6 0	備考
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2 2年 9月	・遺及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円 月
5月 31日	289,700	289,700	294,433			
6月 30日	302,200	302,200		3 0 0	3 0 0	※ 送信

固定給の
変動なし

【固定的賃金の変動がある場合】

・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の昇(降)給差・昇(降)給年月をご記入下さい。

必ず
ご記入
下さい

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) 従前の標準報酬月額	(カ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20日以上 の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月 の報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物によ るものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	(チ) 備考 ・遺及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平 1357 50	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円	厚年の従前 千円	※ 年 月
21	健保 太郎	1109	567	2 6 0	2 6 0	備考
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2 2年 9月	・遺及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 0,000 円 昇(降)給月 22年 6月
5月 31日	289,700	289,700	294,433			9月
6月 30日	302,200	302,200		3 0 0	3 0 0	※ 送信 月額変更 対象者

必ず
ご記入
下さい

その他の事例につきましては、当健保組合のホームページを参照下さい。
(TOPページ→新着情報→「算定基礎届に関するご案内」)

【月額変更届提出対象の場合】

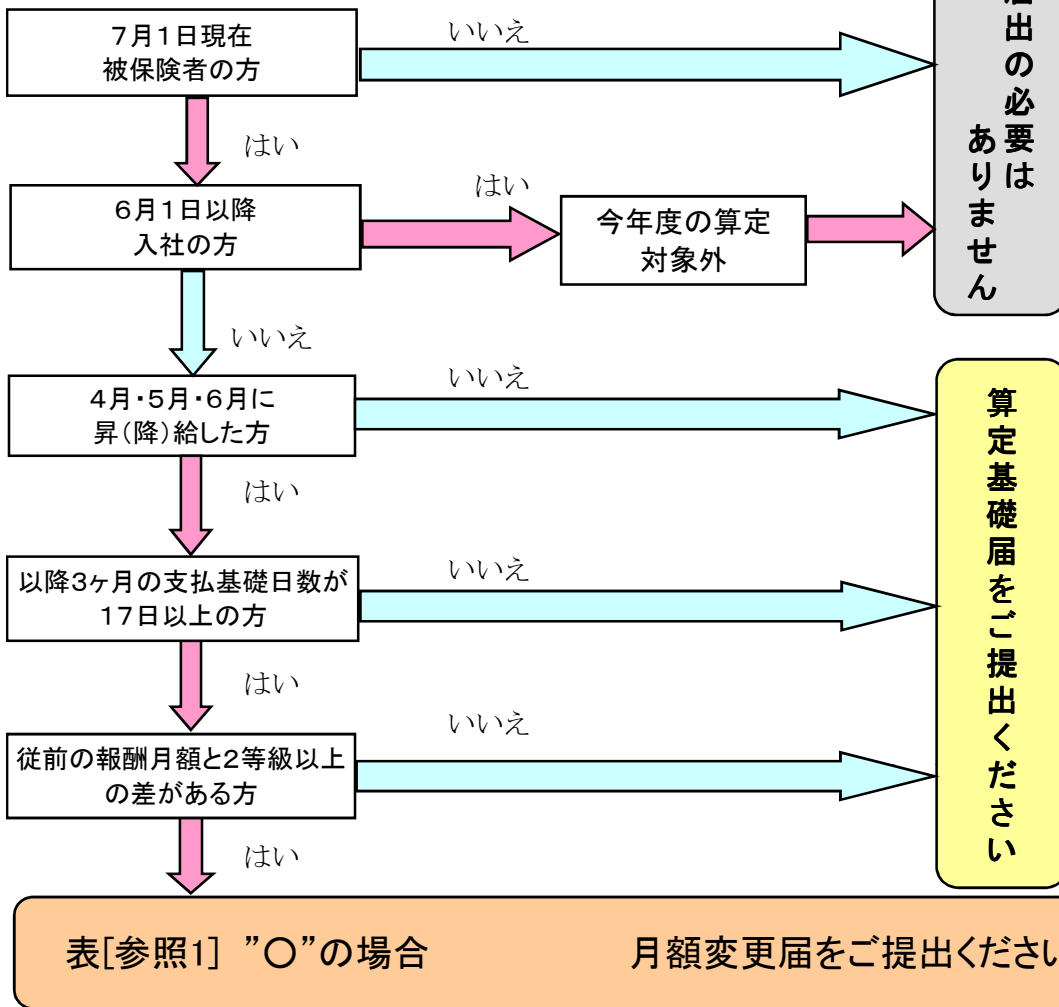
- ・下記の表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。
- ・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出下さい。
- ※7月月額変更該当者についても月額変更届をご提出下さい。
- ※8月または9月に月額変更される方は「算定基礎届総括表」に被保険者証番号・氏名をご記入下さい。
- また、昨年(平成21年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出下さい。

【参照1】ケース別固定的賃金の変動と月額変更届出(支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報 酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額 (2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更 (随時改定)		○	○	×	○	○	×

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくお願いたします。

月額算定基礎届提出チェック用フローチャート



●賞与等が年に4回以上支給される場合

定時決定等の際、年に4回以上支給される賞与等（名称を問わず実質的な性格が同じで労働の対償として支払われるもの）は報酬となります。具体的には、毎年7月1日前1年間に4回以上支給された賞与等の合算額を12で割って1カ月分を計算し、各月の報酬に算入します。

例 年2回の賞与（6月と12月に各350,000円）のほかに、9月に期末手当100,000円、3月に決算手当100,000円を支給している場合。

1年間												7月1日	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
		1回目 10万円			2回目 35万円			3回目 10万円			4回目 35万円		計90万円
		(期末手当)			(賞与)			(決算手当)			(賞与)		

この場合、名称はことなっても実質的な性格が同じものが7月1日を基準とした前1年間に4回以上支給されているので報酬とみなされ、次の計算を行って各月の報酬に算入します。

$$(350,000円 + 350,000円 + 100,000円 + 100,000円) \div 12 = 75,000円$$

→報酬として75,000円を各月に算入

算定基礎届の記載例

例1

一般的な例

4月・5月・6月の報酬と平均月額を計算

基本給や諸手当、その他報酬とされる手当をすべて計上します。

	支払基礎日数	基本給	家族手当	職 hands 手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	12,900円	291,400円
5月	31日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	11,200円	289,700円
6月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	23,700円	302,200円
						総計	883,300円

月給者は、通常、暦月日数と同じになります。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数ヶ月分の定期代が支給されたときは平均月額を記入します。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3 5-6-7	260	260
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2年9月
	5月 31日	289,700	289,700	294,433	
	6月 30日	302,200	302,200	300	

※1: 注意
ご記入
下さい

⇒報酬月額..... 883,300円 ÷ 3 = 294,433円

(平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入)

⇒標準報酬月額..... 300千円

※1: 注意

従前と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3 5-6-7	260	260
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2年9月
	5月 31日	289,700	289,700	294,433	
	6月 30日	302,200	302,200	300	

固定給の
変動なし

・月額変更には該当しません。非固定的賃金(残業等)のみが変動した方につきましては必ず「算定届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入下さい。

必ずご記入
下さい

【固定的賃金の変動がある場合】

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3 5-6-7	260	260
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2年9月
	5月 31日	289,700	289,700	294,433	
	6月 30日	302,200	302,200	300	

〇月月変
対象者

・月額変更には該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出下さい。
※7月月額変更該当者の算定届での代用は健保組合ではお受けできません。

例2

支払基礎日数17日未満の月があるとき

その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額計算の対象から除くことになっています。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	308,000円	21,400円	329,400円
5月	15日	154,000円	14,500円	(対象外)
6月	30日	308,000円	19,700円	327,700円
総計				657,100円

欠勤日数分だけ給料が差し引かれるという場合は、事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 次郎	1957.01.09	1-2-3	3000	
支払基礎日数	4月 30日	329,400円	21,400円	329,400円	657,100円
	5月 15日	168,500円	14,500円	-	328,550円
	6月 30日	327,700円	19,700円	327,700円	320000円
総計				657,100円	320000円

⇒報酬月額…… 657,100円(4月分+6月分) ÷ 2 = 328,550円 (円未満は切り捨て)
 ⇒標準報酬月額…… 320千円

例3

昇給差額が支給されたとき

差額を差し引いて計算

	支払基礎日数	基本給・諸手当	3月分昇給差額	合計
4月	30日	247,000円	12,000円	259,000円
5月	31日	252,000円		252,000円
6月	30日	249,000円		249,000円
総計				760,000円

昇給が1ヶ月さかのぼって(遡及して)3月分の差額が4月に支払われたときなどは、昇給差額を差し引いた修正平均がいられます。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 三郎	1957.01.09	1-2-3	240000	
支払基礎日数	4月 30日	259,000円	12,000円	259,000円	760,000円
	5月 31日	252,000円		252,000円	249,333円
	6月 30日	249,000円		249,000円	240000円
総計				760,000円	249,333円

⇒単純平均…… 760,000円 ÷ 3 = 253,333円 (円未満は切り捨て)
 ⇒修正平均…… (760,000円 - 差額12,000円) ÷ 3 = 249,333円 (円未満は切り捨て)
 ⇒標準報酬月額…… 240千円

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が260千円となりますが、修正平均を採用し、240千円となります。

例4

現物支給があるとき

標準価額で算入して計算

労働の対償として現物で支給するものがある場合は、通貨に換算します。食事・住宅は都道府県ごとに標準価額が定められています。(別紙:「都道府県別現物給与の標準価額」参照)
 通勤定期券を現物で支給する場合は、1ヶ月当たりの額を計算して各月に算入します。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	現物支給	合計
4月	30日	280,000円	40,000円	20,600円	340,600円
5月	31日	280,000円	65,000円	20,600円	365,600円
6月	30日	280,000円	50,000円	20,600円	350,600円
総計					1,056,800円

現物で昼食(各月とも20日分)と通勤定期券(6ヶ月通勤定期券96,000円を購入して支給)を支給した場合

各月の昼食(標準価額230円の場合) + 各月の通勤定期 = 各月の現物給与

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
38	健保 五郎	1957.01.09	1-2-3	340000	
支払基礎日数	4月 30日	340,600円	40,000円	340,600円	1,056,800円
	5月 31日	345,000円	65,000円	365,600円	352,266円
	6月 30日	330,000円	50,000円	350,600円	360000円
総計				1,056,800円	360000円

⇒報酬月額…… 1,056,800円 ÷ 3 = 352,266円 (円未満は切り捨て)
 ⇒標準報酬月額…… 360千円

例5

一時帰休等の措置がとられた場合

【一時帰休】とは、企業が、不況による業績悪化などの理由で操業短縮を行うにあたり、従業員を在籍のまま一時的(月に1日以上)に休業をさせることをいいます。労働基準法26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあたるため、休業期間中、使用者は労働者に対して、平均賃金の60%以上の手当(休業手当)を保障しなければなりません。

○支払い基礎日数について	休業の日は賃金支払基礎日数に含めます。
○賃金について	休業手当は算定の金額に算入します。

◆ 算定基礎届(定時決定)について

4月～6月(算定対象月)の間に一時帰休(レイオフ)による休業手当などが支給された場合には、休業手当を含む賃金(以下、休業手当という)により報酬月額を決定します。ただし、一時帰休が解消され通常の報酬が支払われているときは、休業手当などの支給月を除きます。

例1 【4月・6月に休業手当を支給した場合】

4月	休業手当	} 4月・5月・6月の平均により算定
5月	通常の報酬	
6月	休業手当	
7月以降	引続き休業手当	

例2 【4月・5月に休業手当を支給した場合】

4月	休業手当	⇒ 解消されている場合 6月の報酬により算定
5月	休業手当	
6月	通常の報酬	

例3 【6月より休業手当を支給した場合】

4月	通常の報酬	⇒ 4月・5月・6月の平均により算定
5月	通常の報酬	
6月	休業手当	
7月以降	引続き休業手当	

例4 【5月より通常の報酬に戻った場合】

4月	休業手当	} 5月・6月の平均により算定
5月	通常の報酬	
6月	通常の報酬	

★例2・例4において算定となる通常月が17日未満の場合は従前の等級で決定(保険者決定)

例5 【4月・5月・6月に休業手当を支給した場合】

4月	休業手当	} 3ヶ月の平均により算定
5月	休業手当	
6月	休業手当	
7月以降	引続き休業手当	

例5の内、下記条件を全て満たす場合は月額変更の対象です。

- 1.当該報酬のうち、固定的賃金が減額されている。
- 2.その状態が継続して3ヶ月を越えている。(休業期間が4ヶ月目に入っている)
- 3.従前と比べ2等級以上の差がある。
- 4.支払基礎日数が17日以上ある。

例6 【4月・5月・6月に休業手当を支給し、7月に一時帰休を解消した場合】

4月	休業手当	⇒ 従前の等級で決定(保険者決定)
5月	休業手当	
6月	休業手当	
7月	一時帰休解消	

例7 【6月に休業手当を支給し、7月一時帰休を解消した場合】

4月	通常の報酬	} 4月・5月の平均により算定
5月	通常の報酬	
6月	休業手当	
7月	一時帰休解消	

※「9月1日時点での一時帰休状況による標準報酬決定確認表」を参照してください

◇休業手当が支給されている場合の算定基礎届の記入について

算定基礎届において、一時帰休による休業手当などが支給された場合には、備考欄に必ず「〇月休業手当」と記入してください。

記入例

例1【算定基礎届で6月に一時帰休による休業手当が支払われ7月以降も休業が続く場合】

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20日以上 の月の報酬月額総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月の 報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物による ものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平	1357 5011 09	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円 厚年の従前 千円	※ 年 月 備考
38	健保 花子			2 8 0	2 8 0	※ 年 月
支払基礎日数	4月 30日	285,700	円	285,700	円	741,600
5月 31日	273,800	円	273,800	円	247,200	2 2 年 9 月
6月 30日	182,100	円	182,100	円	2 4 0	2 4 0
				総計	適用年月	備考
				平均	修正平均	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
				健康の決定	厚年の決定	※ 送信
				2 4 0	2 4 0	6月 休業手当 つづく

休業手当を支給した場合、従来どおりに支払基礎日数、通貨によるものの額などを入力していただきますが、4月から6月の3ヶ月において通常の報酬支払月と休業手当支給月が混在している場合には、備考欄に一時帰休の月及び7月以降の一時帰休継続が行われる場合は「つづく」と記入してください

記入例

例2【算定基礎届で5月のみ一時帰休による休業手当が支払われた場合】

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20日以上 の月の報酬月額総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月の 報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物による ものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平	1357 5011 09	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円 厚年の従前 千円	※ 年 月 備考
38	健保 幸子			2 0 0	2 0 0	※ 年 月
支払基礎日数	4月 30日	218,000	円	218,000	円	562,000
5月 31日	126,000	円	126,000	円	187,333	2 2 年 9 月
6月 30日	218,000	円	218,000	円	218,000	2 2 0
				総計	適用年月	備考
				平均	修正平均	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
				健康の決定	厚年の決定	※ 送信
				2 2 0	2 2 0	5月 休業手当 (60%)

算定基礎届において、休業手当が支給され、一時帰休が解消されている場合は、修正平均額欄に一時帰休の状況により算出された額を記入してください。また、備考欄に必ず「〇月休業手当」と記入してください

- 注意:
- 年金事務所による月額決定額と、健保による月額決定額との間に差異がある場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。
 - 休業手当を平均賃金の100%で支払っている場合は、備考欄に「休業手当を支給した月」と「10割支給」と記入してください。

※9月1日時点で状況が変更になった場合は、既にご提出いただいた算定基礎届を取消し、再度提出が必要になります。

◆ 月額変更届(随時改定)について

一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合はこれを固定的賃金の変動とみなし、下記、条件を全て満たしたときは随時改定の対象とします。

- 1.当該報酬のうち、固定的賃金が減額されている。
- 2.その状態が継続して3ヶ月を越えている。(休業期間が4ヶ月目に入っている)
- 3.従前と比べ2等級以上の差がある。
- 4.支払基礎日数が17日以上ある。

なお、休業手当をもって標準報酬の決定または改定を行った後に、一時帰休が解消した場合は、解消した月以降3ヶ月間に受けた報酬の平均額が、2等級以上の差があれば、月額変更(随時改定)の対象となりますのでご確認下さい。

例Ⅰ 【5月より休業手当を支給した場合】

4月	通常の報酬
5月	休業手当
6月	休業手当
7月	休業手当
8月	休業手当

8月も休業の場合(休業期間が4ヶ月目に入っている)、8月改定

5月から3ヶ月間の報酬の平均額により算出された標準報酬月額が、従前の等級より2等級以上差があれば、月額変更(随時改定)に該当します。

例Ⅱ 【隔月で休業手当を支給した場合】

4月	通常の報酬
5月	休業手当
6月	通常の報酬
7月	休業手当

月額変更不該当

休業手当の支給が3ヶ月連続していない為、月額変更(随時改定)に不該当です。

例Ⅲ 【一時帰休の日数に途中で変更があった場合】

4月	休業手当日数	1日
5月	休業手当日数	3日
6月	休業手当日数	10日
7月	休業手当日数	15日

月額変更対象月

一時帰休による月額変更(随時改定)は、一時帰休開始月から計算します。

上記の場合、4月から受けた3ヶ月の報酬の平均が、従前の等級と2等級以上差があれば月額変更(随時改定)対象となります。5月から受けた3ヶ月の報酬の平均が、従前の等級と2等級以上差があったとしても、月額変更(随時改定)の対象にはなりません。

◇ 月額変更届の記入について

記入例

例1【3ヶ月を超えて休業手当が支払われた場合】

エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
	(シ) 支払基礎日数20日以上 の月の報酬月額の総計	(ク) 適用年月
計	(セ) 平均額	(コ) 備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 円
	(カ) (チ) 決定後の標準報酬月額	(ケ) 理由 ※ 年 月
1・2・3	健保の従前 千円 厚年の従前 千円	備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 年 月
5・6・7	2 8 0 2 8 0	
円	総計 円 適用年月 2 2 年 9 月	
円	平均 円 修正平均 円	
円	健保の決定 千円 厚年の決定 千円	※ 送信

6月から
休業手当
つづく

「備考欄」は、休業手当を支給し始めた月を記入してください。

- 注意:
1. 休業手当を平均賃金の100%の額で支払っているときは、通常受ける報酬よりも低額となったとみなされず、月額変更(随時改定)の対象にはなりません。
 2. 病気療養などによる休職給については、固定的賃金の変動とはみなされず、月額変更(随時改定)の対象にはなりません。

例6

パートタイマーの算定方法

パートタイマー(短時間就労者)の算定基礎届については、一般の被保険者とは別に、支払基礎日数によって算定方法が異なります。

例:17日以上が1ヶ月でもある場合:17日以上月の報酬で決定

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因			
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考		
(ク) 算定対象月の報酬支払基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)によるもの	(コ) 現物によるもの	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月		
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平	1357	1・2・3	5・6・7	1 3 4	1 3 4	※ 年 月
38	健保 有子	501109	5・6・7	1 3 4	1 3 4	1 3 4	1 3 4	備考
支払基礎日数	4月 17日	130,000	0	130,000	130,000	2 2 年 9 月	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月	円 月
	5月 16日	100,000	0	—	130,000			
	6月 16日	100,000	0	—	—			
					健康の従前	千円	厚年の従前	千円
					健康の決定	千円	厚年の決定	千円
					1 3 4	1 3 4	1 3 4	※ 送信

⇒(4月分130,000+5月分「対象外」+6月分「対象外」)÷1ヶ月=130,000円
⇒標準報酬月額…………… 134千円

必ず
ご記入
下さい

例:15日以上17日未満が2ヶ月、15日未満が1ヶ月の場合:15日未満の月を除いた2ヶ月間で算定

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因			
報酬月額				(シ) 支払基礎日数20以上の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考		
(ク) 算定対象月の報酬支払基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)によるもの	(コ) 現物によるもの	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月		
健康証番号(厚年整理番号)	氏名	明大昭平	1357	1・2・3	5・6・7	1 3 4	1 3 4	※ 年 月
38	健保 良子	501109	5・6・7	1 3 4	1 3 4	1 3 4	1 3 4	備考
支払基礎日数	4月 15日	130,000	0	130,000	260,000	2 2 年 9 月	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月	円 月
	5月 15日	130,000	0	130,000	130,000			
	6月 14日	100,000	0	—	—			
					健康の従前	千円	厚年の従前	千円
					健康の決定	千円	厚年の決定	千円
					1 3 4	1 3 4	1 3 4	※ 送信

⇒(4月分130,000+5月分130,000円+6月分「対象外」)÷2ヶ月=130,000円
⇒標準報酬月額…………… 134千円

必ず
ご記入
下さい

短時間就労者に係る定時決定時の標準報酬月額の算定については、次のいずれかによることとされています。

- ① 4. 5. 6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数が17日以上月の報酬月額の平均により算定された額とする。
- ② 4. 5. 6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、その3ヶ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算定された額をもって、保険者算定による額とする
- ③ 4. 5. 6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数がいずれの月においても15日未満の場合は、従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする。

支払基礎日数が15日以上で標準報酬月額を算定するのは定時決定の特例であって、月額変更届の取り扱いとは本来どおりです。

9月1日時点での一時帰休状況による標準報酬決定確認表

事例	4月	5月	6月	7月	8月	9月1日	定時決定	随時改定	備考
1	●	○	○	○	○	☆	5・6月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要
2	●	●	●	○	○	☆	従前で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要
3	●	●	●	●	○	☆		7月改定	7月1日で3ヶ月を超え、2等級以上差がある
4	○	●	●	●	○	☆	4月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要
5	○	●	●	●	●	☆		8月改定	8月1日で3ヶ月を超え、2等級以上差がある
6	○	○	●	●	●	☆	4・5月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届または月額変更届が必要
7	○	○	●	●	●	★		9月改定	9月1日で3ヶ月を超え、2等級以上差がある
8	○	○	○	●	●	★	4・5・6月で決定	△10月1日以降解消されない場合は10月改定	
9	○	○	○	●	●	☆	4・5・6月で決定		
10	●	○	●	●	●	☆	5月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要
11	●	○	●	●	●	★		9月改定	9月1日で3ヶ月を超え、2等級以上差がある
12	●	○	●	●	●	★	4・5・6月で決定		9月随時改定不該当(1等級差など)のとき
13	○	●	○	●	●	☆	4・6月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要
14	○	●	○	●	●	★	4・5・6月で決定	△10月1日以降解消されない場合は10月改定	※★→☆に変更になった場合取消・訂正届が必要
15	○	○	●	●	○	☆	4・5月で決定		※☆→★に変更になった場合取消・訂正届が必要

●一時帰休による休業手当が支払われた月

○一時帰休による休業手当が支払われなかった月

★9月1日の時点で一時帰休の状況が解消していない場合

☆9月1日の時点で一時帰休の状況が解消している場合

※9月1日時点での状況が変更になった場合は算定基礎届の取消届・算定基礎届再提出が必要となります。

【★未解消から☆解消に変更になった場合】

・算定基礎届の取消届

・通常の報酬月額を平均した算定基礎届を再提出

* 4・5・6月の報酬月額を平均した額を平均額に記載し、修正平均額欄に、通常の報酬月額の平均額を記載
(備考欄に○月○日一時帰休解消と記載)

【☆解消から★未解消に変更になった場合】

・算定基礎届の取消届

・4・5・6月の報酬月額を平均した算定基礎届を再提出

(備考欄に○月より一時帰休、一時帰休未解消のため)

厚生労働大臣が定める現物給与の価格
(平成21年3月31日 厚生労働省告示第231号 4月1日適用)

		食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等		その他の報酬等	実施年月日
		1人1月当たり		1人1日当たり			1人1月あたりの住宅の利益額			
		食事の額	食事の額	朝	昼	夕	(数字のみは1畳につき)			
1	北海道	15,600	520	130	180	210	1,040	時価	14.5.1	
2	青森	15,000	500	130	170	200	1,090	時価	7.5.1	
3	岩手	15,000	500	130	170	200	1,100	時価	11.5.1	
4	宮城	18,900	630	170	210	250	1,200	時価	5.5.1	
5	秋田	16,200	540	140	190	210	810	時価(注)	11.5.1	
6	山形	15,900	530	150	170	210	単身者 4,700 その他 18,900	時価	7.5.1	
7	福島	18,300	610	150	210	250	1㎡につき 670	時価(注)	16.4.1	
8	茨城	18,900	630	170	220	240	1,200	時価(注)	6.5.1	
9	栃木	19,800	660	170	240	250	1,200	時価	8.5.1	
10	群馬	19,200	640	170	220	250	寄宿又は住込 6,200 その他 21,000	時価	6.5.1	
11	埼玉	19,200	640	170	220	250	1,000	時価	17.4.1	
12	千葉	19,500	650	170	230	250	1,200	時価	15.4.1	
13	東京	19,800	660	170	230	260	1,360	時価	17.4.1	
14	神奈川	19,500	650	170	230	250	1,210	時価	8.5.1	
15	新潟	16,800	560	140	200	220	1,300	時価	16.4.1	
16	富山	19,800	660	170	230	260	1,000	時価	6.5.1	
17	石川	19,800	660	170	230	260	1,000	時価	6.5.1	
18	福井	17,400	580	150	200	230	単身者 3,500 その他 13,000	時価	14.5.1	
19	山梨	18,300	610	160	200	250	寄宿又は住込5,700 その他 20,200	時価	19.4.1	
20	長野	17,400	580	150	200	230	寄宿又は住込5,500 その他 12,000	時価	18.4.1	
21	岐阜	17,700	590	150	200	240	1㎡につき 450	時価	9.5.1	
22	静岡	18,000	600	150	210	240	870	時価	21.4.1	
23	愛知	21,600	720	160	270	290	住込又は主に単身者が居住する住宅に住む者5,900 その他16,800	時価	12.5.1	
24	三重	18,000	600	150	210	240	寄宿又は住込3,600 その他 14,100	時価	16.4.1	
25	滋賀	16,800	560	130	200	230	1.65㎡につき 900	時価	13.5.1	
26	京都	18,600	620	150	220	250	1,250	時価	10.5.1	
27	大阪	21,000	700	160	260	280	1,400	時価	15.4.1	
28	兵庫	20,100	670	150	240	280	1,200	時価	14.5.1	
29	奈良	18,600	620	130	240	250	1,050	時価	5.5.1	
30	和歌山	17,700	590	150	210	230	900	時価	5.5.1	
31	鳥取	15,600	520	130	180	210	900	時価	21.4.1	
32	島根※	18,900	630	160	230	240	寄宿又は住込3,600 その他畳1畳につき500	時価	14.5.1	
33	岡山	18,300	610	130	230	250	寄宿又は住込4,500 その他 14,000	時価	6.5.1	
34	広島	19,500	650	130	260	260	900	時価	6.5.1	
35	山口	17,400	580	140	210	230	1,000	時価	16.4.1	
36	徳島	17,700	590	150	210	230	900	時価	3.5.1	
37	香川	18,300	610	160	210	240	910	時価	5.5.1	
38	愛媛	18,600	620	150	220	250	1,000	時価	8.5.1	
39	高知	18,600	620	150	220	250	畳1畳又は1.65㎡につき 1,020	時価	15.4.1	
40	福岡	17,400	580	150	200	230	1,100	時価	17.4.1	
41	佐賀	16,500	550	140	190	220	900	時価	15.4.1	
42	長崎	18,000	600	150	200	250	寄宿又は住込3,500 その他 12,000	時価	8.5.1	
43	熊本	18,000	600	150	200	250	寄宿又は住込3,800 その他 14,000	時価	7.5.1	
44	大分	17,700	590	150	210	230	900	時価	8.5.1	
45	宮崎	16,800	560	150	180	230	860	時価	17.4.1	
46	鹿児島	17,400	580	150	200	230	寄宿又は住込3,200 その他 12,200	時価	6.5.1	
47	沖縄	16,200	540	140	190	210	910	時価	6.5.1	

※島根県においては、1人1月当たりの朝食のみの額は4,800円、1人1月当たりの昼食のみの額は6,900円、1人1月当たりの夕食のみの額は7,200円。

(注)通勤のために必要な交通用具(事業所専用のバス又は乗用車に限る。)の使用で支払われる報酬等にあつては、秋田県においては1人1月当たり5,990円、福島県においては1人1月当たり5,760円、茨城県においては1人1月当たり5,800円。